コーチに関する規程

第１章　総則

第１条＜目的＞

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「ＪＢＡ」という）の定款第４条第６項に基づき、コーチの養成および認定、登録に関する事項について定める。

２．バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上およびコーチの組織化をはかるため、ＪＢＡはコーチライセンス制度（以下「本制度という」）を設ける。

第２条＜コーチライセンス制度の意義＞

本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。

（１）多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上をはかること。
（２）バスケットボール競技の普及発展および強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。
（３）コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。
（４）海外のコーチライセンス制度との整合性をはかり、交流を促進すること。

第３条＜加盟チームの義務＞

ＪＢＡ加盟チームは、原則として、第４条第 １ 項第 １ 号～第１１号のコーチライセンスを有する１６歳以上の者（所属連盟で規定されている場合を除く）を、自己のチームに所属するコーチとして、１名上登録しなければならない。

２．ＪＢＡ加盟チームは、自己のチームに所属するコーチをＪＢＡおよび都道府県協会が主催するコーチライセンス取得後の研修会等に参加させるよう努めなければならない。

第２章　コーチライセンス

第４条＜コーチライセンスの種類＞

ＪＢＡが認定するコーチライセンスの種類は、次のとおりとする。

（１）ＪＢＡ公認Ｓ級コーチ［公益財団法人日本スポーツ協会（以下「ＪＳＰＯ」という）コーチ４］
（２）ＪＢＡ公認Ａ級コーチ［ＪＳＰＯコーチ４］
（３）ＪＢＡ公認Ｂ級コーチ［ＪＳＰＯコーチ３］
（４）ＪＢＡ公認Ｃ級コーチ［ＪＳＰＯコーチ１］
（５）ＪＢＡ公認Ｄ級コーチ
（６）ＪＢＡ公認Ｅ級コーチ
（７）ＪＢＡ公認Ｅ-１級コーチ
（８）ＪＢＡ公認Ｅ-２級コーチ
（９）ＪＢＡ公認Ｓ（Ｆ）級コーチ
（１０）ＪＢＡ公認Ａ（Ｆ）級コーチ
（１１）ＪＢＡ公認Ｂ（Ｆ）級コーチ
（１２）ジュニアエキスパート
（１３）キッズインストラクター
（１４）コーチデベロッパー

２．コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は別に定める。

第５条＜コーチの養成＞

ＪＢＡおよび都道府県協会は、第４条第１項各号のコーチライセンス取得のため、次の養成講習会を実施する。

（１）ＪＢＡ公認Ｓ級コーチ養成講習会（ＪＢＡ）
（２）ＪＢＡ公認Ａ級コーチ養成講習会（ＪＢＡ）
（３）ＪＢＡ公認Ｂ級コーチ養成講習会（ＪＢＡ）
（４）ＪＢＡ公認Ｃ級コーチ養成講習会（ＪＢＡ・都道府県協会）
（５）ＪＢＡ公認Ｄ級コーチ養成講習会（ＪＢＡ・都道府県協会）
（６）ＪＢＡ公認Ｅ級コーチ養成講習会（ＪＢＡ）
（７）ジュニアエキスパート養成講習会（ＪＢＡ）
（８）キッズインストラクター養成講習会（ＪＢＡ・都道府県協会）
（９）コーチデベロッパー養成講習会（ＪＢＡ）

２．前項の各コーチ養成講習会は（ ）内が担当する。
３．養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等の細目については、別に定める。

第６条＜コーチライセンスの認定および登録＞

コーチライセンスの認定および登録は、次のとおりとする。
（１）第５条第１項で定めた養成講習会を修了した者にＪＢＡがコーチライセンスを認定する。
（２）前号により認定されたコーチは、ＪＢＡに登録しなければならない。

第７条＜海外コーチライセンス取得者＞

日本以外の国でコーチライセンスを取得した者が、ＪＢＡが認定するコーチライセンスを希望する場合、ＪＢＡの指導者養成部会の審査を経て、相当するライセンスを認めるものとする。
２．所定の登録料とは別に審査手数料５，０００円を支払う。
３．公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Ｂ１・Ｂ２）、一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（Ｂ３）および一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（ＷＪＢＬ）に参加するチーム所属の外国籍のコーチ、また、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Ｂ１・Ｂ２）のユースチーム所属の外国籍コーチに関する特例措置は別に定める。

第３章　登録

第８条＜登録手続き＞

登録は、会員登録管理システム（ＴｅａｍＪＢＡ）を利用して、所定の期間に個人で申請し、定められた登録料を納める。

第９条＜登録料＞

登録料は以下のとおりとする。
（１）ＪＢＡ公認Ｓ級コーチ　　１２，５００円／年（２０２０年度までは１０，０００円）
（２）ＪＢＡ公認Ａ級コーチ　　６，０００円／年（２０２０年度までは３，５００円）
（３）ＪＢＡ公認Ｂ級コーチ　　５，０００円／年（２０２０年度までは２，５００円）
（４）ＪＢＡ公認Ｃ級コーチ　　４，０００円／年（２０２０年度までは１，５００円）
（５）ＪＢＡ公認Ｄ級コーチ　　３，０００円／年
（６）ＪＢＡ公認Ｅ級コーチ　　１，０００円／４年
（７）ＪＢＡ公認Ｅ-１級コーチ　なし（ただし、初回登録時のみ事務手数料　１，０００円）
（８）ＪＢＡ公認Ｅ-２級コーチ　なし（ただし、初回登録時のみ事務手数料　１，０００円）
（９）ＪＢＡ公認Ｓ（Ｆ）級コーチ　１２，５００円／年
（１０）ＪＢＡ公認Ａ（Ｆ）級コーチ　６，０００円／年
（１１）ＪＢＡ公認Ｂ（Ｆ）級コーチ　５，０００円／年
（１２）ジュニアエキスパート　５，０００円／年
（１３）キッズインストラクター　受講料に含む

２．前項に定めるＪＢＡ公認Ａ級コーチ、ＪＢＡ公認Ｂ級コーチおよびＪＢＡ公認Ｃ級コーチの登録料については、２０１８年度から３年間に限り登録・管理窓口一本化に伴う移行期間として、公益財団法人日本スポーツ協会へ納付する基本登録料（年額２，５００円）を差し引いた金額（前項（　）内記載の２０２０年度までの金額）をＪＢＡに納めるものとする。

第１０条＜登録有効期間＞

登録有効期間は以下のとおりとする。

（１）ＪＢＡ公認Ｓ級コーチ　　１年
（２）ＪＢＡ公認Ａ級コーチ　　１年
（３）ＪＢＡ公認Ｂ級コーチ　　１年
（４）ＪＢＡ公認Ｃ級コーチ　　１年
（５）ＪＢＡ公認Ｄ級コーチ　　１年
（６）ＪＢＡ公認Ｅ級コーチ　　４年
（７）ＪＢＡ公認Ｅ-１級コーチ　２０２３年度末まで
（８）ＪＢＡ公認Ｅ-２級コーチ　２０２３年度末まで
（９）ＪＢＡ公認Ｓ（Ｆ）級コーチ　１年
（１０）ＪＢＡ公認Ａ（Ｆ）級コーチ　１年
（１１）ＪＢＡ公認Ｂ（Ｆ）級コーチ　１年
（１２）ジュニアエキスパート　１年
（１３）キッズインストラクター　５年

２．登録有効期間の１年は当該年度の４月～翌年３月とし、Ｅ 級コーチ、Ｅ-１級コーチ、Ｅ-２級コーチおよびキッズインストラクターを除き、毎年度更新登録を行うこととする。
３．前項の更新登録にあたっては、過去４年間のうちにＪＢＡまたは都道府県協会が開催する研修会等に参加し、所定のポイントを獲得しなければならない。
４．所定の期間内に、更新を行わない場合には、コーチライセンスを失う。ただし、ＪＢＡが特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

第１１条＜登録抹消手続き＞

登録を抹消する場合には、会員登録管理システム（ＴｅａｍＪＢＡ）を利用して、返上手続きを行うものとする。
２．本人が前項の手続きを行えない場合には、代理人から書面によって申し出るものとする。
３．登録を返上した場合の登録料の返金は一切行わないこととする。

第１２条＜養成講習会修了者のうち未登録者のライセンス登録申請基準＞

コーチ養成講習会修了者のうち未登録者については、次の条件を全て満たす者についてコーチ登録を認める。

（１）修了年度より４年以内の者であること
（２）都道府県協会が特に認めた者であること

２．前項に含まれない事例が発生した場合は、ＪＢＡにおいて審査し決定する。

第１３条＜登録証＞

ＪＢＡは登録したコーチに対し、登録証を交付する。
２．コーチは競技会等への参加にあたり、ＪＢＡが交付した登録証を携帯するものとする。

第１４条＜コーチライセンス保持者の権利＞

コーチライセンス保持者には、次に掲げる権利を与える。

（１）ＪＢＡが発信するコーチ向け情報の閲覧

（２） ＪＢＡおよび都道府県協会が実施する研修会等への参加

第４章　リフレッシュポイント

第１５条＜対象＞

コーチライセンス取得者は、コーチライセンス取得後もＪＢＡまたは都道府県協会等が開催する各種研修会等に参加し、コーチとしてのレベルアップに努めなければならない。

２．更新登録が必要なライセンスについては、所定のリフレッシュポイントを獲得しなければならない。ただし、コーチライセンス取得後３回目の更新まではポイントの獲得を免除する。

第１６条＜リフレッシュ研修の目的および基準＞

リフレッシュ研修は最新の知識や情報等を獲得し、指導現場で活用できるようにすることおよびコーチ同士の情報交換、ネットワーク作りなど相互交流を図ることを目的にＪＢＡまたは都道府県協会等が開催する。

2．リフレッシュ研修は以下の基準を満たすものとする。

（１）リフレッシュ研修の目的に添った内容で、講義、実技、指導実習、研究協議などで構成されていること。

（２）研修会の時間数が１．５時間以上確保されていること。（休憩時間等は含まない）

（３）集合形式で実施されること（ＪＢＡで実施するｅラーニングを除く）

３．ＪＢＡまたは都道府県協会以外が開催する研修会についても基準を満たした場合にはリフレッシュ研修として認定することとし、詳細は別に定める。

第１７条＜ポイント基準＞

リフレッシュポイントは、受講ポイントと指導ポイントにより構成する。

（１）受講ポイント

リフレッシュ研修で付与するポイント数は以下のとおりとする。

①１．５時間の研修会：１ポイント

②１日の研修で付与できるポイントは４ポイントを上限とする。

（２）指導ポイント

次の要件を満たす場合にはポイントが付与される。ただし、指導ポイントは年間２ポイントを上限とする。

①コーチ養成講習会の講師：１ポイント／１コマ（１．５時間）

②リフレッシュ研修の講師：１ポイント／１コマ（１．５時間）

③カテゴリー別日本代表チームのコーチングスタッフ（年間の活動日数が 7 日以上の場合）：2 ポイント／1 年

④ナショナル育成センター、ジュニアユースアカデミーのコーチ（年間の活動日数が 3 日以上の場合）：1 ポイント／１年

⑤都道府県または地区育成センターのコーチ（年間の活動日数が 5 日以上の場合）：1 ポイント／１年

第１８条＜必要ポイント数＞

更新の際に必要なポイントは以下のとおりとする。

（１）ＪＢＡ公認Ｓ級コーチ：８ポイント（２０２２年度の更新時までは２ポイント）

（２）ＪＢＡ公認Ａ級コーチ：８ポイント（２０２２年度の更新時までは２ポイント）

（３）ＪＢＡ公認Ｂ級コーチ：６ポイント（２０２２年度の更新時までは２ポイント）

（４）ＪＢＡ公認Ｃ級コーチ：４ポイント（２０２２年度の更新時までは２ポイント）

（５）ＪＢＡ公認Ｄ級コーチ：２ポイント

２．ジュニアエキスパートについては、上記とは別に定める研修プログラムを受講することとする。

第１９条＜ポイント有効期限＞

リフレッシュポイントの有効期間は取得年度を含めて４年間とし、取得日の３年後の年度末（３月３１日）に消滅する。

第５章　遵守義務

第２０条＜遵守義務＞

コーチは、次の事項を遵守しなければならない。

（１）法令およびＪＢＡの各種規程・規則を遵守すること。
（２）選手個々の権利、尊厳および価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱うこと。
（３）選手の福利および安全を最優先で扱うこと。
（４）選手との相互の信頼を築き敬意をもって接すること。
（５）選手が自分自身の行動に責任を持つよう指導すること。
（６）自らが指導し推奨する行動が、選手の年齢、成熟度、経験および能力に適合していること。
（７）暴力・暴言を用いての指導を行わないこと。
（８）暴力・暴言を決して許容しないこと。
（９）暴力根絶の努力を継続すること。
（１０）暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
（１１）暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること。

第６章　コーチライセンスの失効・再登録

第２１条＜コーチライセンスの失効＞

以下の場合、登録が抹消されコーチライセンスが取り消される。

（１）ＪＢＡより登録抹消の懲罰が科されたとき
（２）登録手続きおよび登録料の納付が行われていないとき
（３）更新の際に必要なリフレッシュポイントを獲得していなかったとき
（４）本人または代理人から返上の手続きがあったとき

第２２条＜復活および再認定の対象＞

前条第２号～第４号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号のコーチライセンスについては、要件を満たした場合、コーチライセンスを復活させることまたはコーチライセンスの再認定を受けることができる。

（１）ＪＢＡ公認Ｓ級コーチ
（２）ＪＢＡ公認Ａ級コーチ
（３）ＪＢＡ公認Ｂ級コーチ
（４）ＪＢＡ公認Ｃ級コーチ
（５）ＪＢＡ公認Ｄ級コーチ
（６）ＪＢＡ公認Ｓ（Ｆ）級コーチ
（７）ＪＢＡ公認Ａ（Ｆ）級コーチ
（８）ＪＢＡ公認Ｂ（Ｆ）級コーチ
（９）ジュニアエキスパート

第２３条＜コーチライセンスの復活＞

第２１条第２号～第４号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を満たした場合には、コーチライセンスを復活することができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（３月３１日）までとする。

（１）有効期間満了日から１年以内に登録手続きおよび登録料納付を行うこと。
（２）更新の際に必要なリフレッシュポイントを獲得していなかった場合は、必要なリフレッシュポイトを獲得すること。

第２４条＜コーチライセンスの再認定＞

第２１条第２号～第４号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、コーチライセンスの再認定を受けることができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（３月３１日）までとする。

（１）有効期間満了日を過ぎて１年以上４年以内の者であること
（２）更新に必要なリフレッシュポイントを獲得していること
（３）都道府県協会が今後の活動において、そのコーチを特に必要と認める者であること
（４）有効期間満了日を迎えた後も指導活動を継続しており、コーチとして引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること

２．コーチライセンスの再認定について、次の条件に該当する者は、コーチライセンスの再認定は認めない。
（１）過去に再認定申請を行ったことがある者（ただし、２０１８年度までの申請は含めない）
（２）ＪＢＡより登録抹消の懲罰が科された者

３．有効期間満了日を過ぎて４年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。
（１）長期にわたり海外に滞在していた場合
（２）長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合
（３）介護、出産などの理由により、所定の期間に登録を更新することができなかった場合
（４）その他ＪＢＡが特に認めた場合

４．ライセンス再認定に際し、審査料として５，０００円を徴収する。

５．第 1 項～第 3 項のライセンス再認定基準に満たさない者について、２０１８年度から３年間に限り登録・管理窓口一本化に伴う移行期間として、別途特別措置を定める。その場合は、ライセンス再認定に際し、審査料として１０，０００円を徴収する。

第７章　懲罰

第２５条＜懲罰＞

ＪＢＡの規律委員会または裁定委員会もしくはＪＢＡの規律委員会または裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県バスケットボール協会等の規律委員会は、基本規程第１０章の規定に従い、コーチに対して懲罰を科すことができる。

第８章　附則

第２６条＜補則＞

本規程に定めるほか、コーチライセンスに関して必要な事項は、別に定めることができる。

第２７条＜改廃＞

本規程を改正または廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、これを行う。

第２８条＜施行＞

本規程は、２０１９年４月１日から施行する。